平成27年(2015年)10月7日建 設 委 員 会 資 料都市政策推進室産業振興担当

控訴事件の判決及び同判決に対する上告の提起等について

1 事件名

使用許可処分取消請求控訴事件(東京高等裁判所 平成27年(行コ)第170号)

2 当事者

控訴人 中野区民 被控訴人 中野区

3 訴訟の経過

平成26年(2014年)2月21日 東京地方裁判所に訴えの提起

平成27年(2015年)4月16日 東京地方裁判所で却下判決の言渡し

4月28日 東京高等裁判所に控訴の提起

9月10日 東京高等裁判所で棄却判決の言渡し

9月18日 最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立て

4 事案の概要

本件は、処分行政庁である区長(以下単に「処分行政庁」という。)が東京消防庁中野消防署長に対して、被控訴人の行政財産である中野区中野二丁目に所在する67. 45㎡の土地(以下「本件対象土地」という。)を中野消防団第五分団の防災資機材格納庫の施設用地として使用することを許可したこと(以下「本件使用許可」という。)について、被控訴人の住民である控訴人が、本件使用許可は地方自治法等の規定に違反するものであるとして、地方自治法(以下「法」という。)第242条の2第1項第2号に基づき、被控訴人に対し、本件使用許可の取消しを求める住民訴訟である。

原審は、本件使用許可は財務会計上の行為に当たらず、本件訴えは不適法であるとして これを却下した。そのため、控訴人はこれを不服として、東京高等裁判所に控訴を提起し たものである。

5 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 処分行政庁が東京消防庁中野消防署長に対し平成25年5月14日付けでした本件対象土地に係る行政財産使用許可を取り消す。

6 判決

(1) 主文

ア 本件控訴を棄却する。

イ 控訴費用は控訴人の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

当裁判所も、本件使用許可は財務会計上の行為に該当せず、本件訴えは不適法であると判断する。その理由は、原判決の説示のとおりであるから、これを引用する。

※ 参考(原判決の判断の要旨)

本件使用許可が財務会計上の行為に当たるか否かについて

- (1) 法第242条の2に定める住民訴訟は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は、法第242条第1項に定める事項、すなわち、公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるのであり、これらの事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。したがって、本件訴えが適法であるといえるためには、処分行政庁がした本件使用許可が財務会計上の行為に該当することが必要であり、その該当性の判断は、本件使用許可が、本件対象土地の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とするものであるかどうかという観点から行うのが相当である(最高裁昭和62年(行ツ)第22号平成2年4月12日第一小法廷判決・民集44巻2号頁)。
- (2) 本件使用許可は、法第238条の4第7項及び中野区公有財産規則第27条第1号に基づいてされたものであるところ、法第238条の4及び同規則第27条の規定振りに鑑みれば、処分行政庁による行政財産の目的外使用許可の許否に係る処分は、行政財産の管理者(法第149条第6号)として、行政財産の目的外使用許可が、当該行政財産の目的を妨げることなく、かつ、公共的ないし社会的利益に資するものであるかという行政政策的な見地から、当該行政財産の効率的利用による行政目的の達成を直接の目的として、その許否を決する処分であるというべきであって、当該行政財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とするものではないから、財務会計上の行為には当たらないと解するのが相当である。

7 上告及び上告受理の申立ての趣旨

- (1) 本件上告を受理する。
- (2) 原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。